1.　住民票の写し等のコンビニ交付について

　コンビニエンスストア等において、住民票の写し等を発行することができるシステムの導入を予定しています。なお、庁舎東側入口にある自動交付機は令和７年夏頃廃止を想定しています。

(1)　システム：コンビニ自治体基盤クラウドシステム（通称：BCL）

(2)　サービス運営者：地方公共団体情報システム機構

(3)　サービス提供時間：毎日 午前６：３０～午後１１：００（予定）

(4)　サービス提供する証明書等：住民票の写し、印鑑登録証明書、税証明（所得課税情報、納税情報）

(5)　サービス開始時期：令和７年１月（予定）

(6)　利用できる店舗：全国の約 56,000 店舗（令和３年９月末現在）のコンビニ等

(7)　利用方法：コンビニにあるキオスク端末（マルチコピー機）にマイナンバーカードをかざし、暗証番号を入力し端末を操作する。

2.　住民票の写し等のコンビニ交付に係る経費について

(1)　システム構築費：連携用データを BCL に送るためのサーバー、管理端末の設置費用等（導入経費については７割（財政力補正あり）が特別交付税措置の対象となります。）

(2)　運用保守料：庁内設置の(1)の保守料　２０，０００円／月

(3)　コンビニ交付利用料：コンビニ等の事業者に支払う利用料　１１７円／枚

(4)　コンビニ交付利用料：サービス運営者に支払う利用料　１８０円／枚

(5)　コンビニ交付運営負担金：サービス運営者に支払う負担金　３４５，４８１円／年（初年度は月割金額となります。）